

## 作業員が道路横断中トラックにはねられる

— 損傷ガードレールの補修工事で —

☆ 平成19年7月30日午前9時10分ころ、仙台市泉区で交通事故が発生しました。

☆ 地場建設業者の作業員が泉区小角杉下の国道でガードレールの補修作業をしようとしていて被災した模様です。

別件交通事故で損傷したガードレールを、損保会社発注で補修工事をしていたとのことでした。

**これで、県内建設業における平成19年の死亡災害は4名となりました。**

7月31日 河北朝刊

■ トラックにはねられ、男性死亡。三十日午前九時十分ころ、仙台市泉区小角杉下の国道457号で、道路を横断していた若林区若林一丁目、土木作業員赤間次郎さん(モリが、左から来た大崎市田尻大嶺日足、会社員佐々木俊記さん(三ツのトラックに打って死んだ。全身を強く原因を調べている。

☆ 新聞記事記載の住所地は田畑が多く、交通量は少なくない地域です。また、制限速度を超えて走行する車も少なくありません。

道路付近での作業時は、作業員の横断、飛び込まれ防止など、対応策を再確認した上で実施して下さい。

☆ 県内全産業の死亡災害を見ると、交通事故によるものが多発し、本件で8件目です。

このうち、2件が建設業です。

宮城労働局では、右のような要請を事業主あて発出しています。

☆ 同文書は8月分の当支部定期便に同封しましたので、皆様には、改めて交通事故防止対策を講じていただくようお願いします。

事業主の皆様へ

宮城県の事業場で交通労働災害が大幅に増加しています!

宮城労働局/労働基準監督署

交通労働災害が増加しています。平成19年6月末における交通労働災害を昨年の同月と比較すると、休業9日以上(死亡)の死傷者数は、57人増の111名、死亡者数は5人増の7人となっています。労働者に全体の約5割が発生しています。交通労働災害の発生原因として、「運転する本人に注意してもらわない」と、どうしても避けられない意見もありますが、はたしてそうでしょうか、いったん交通事故が発生すると、運転者自身の責任はもちろんです。それが仕事上の都合には、運転者を雇用する側の責任を負うことにもあります。労働者のみではなく、労働や配達等の業務についても交通労働災害防止を図ることが必要です。

取組み事項

1. 運転者に対し、出発する前の運行計画、進行経路、休憩時間等の確認に併せ、進捗確認、安全確認等の声掛けを行いましょ。また、安全確保の責任を担い、精神的な余裕をもって出発させることが大切です。
2. 天候等の急激な変化は事前に把握し、運転者に注意、一時停止、急行運転、進行中止等の適切な対応を行いましょ。また、あらかじめ進行経路についての情報を収集し、無理のない進行計画を立ておくことが大切です。
3. 急ブレーキも多く見られています。特に、降雪中には、視界不良なども加わりますので、安全に配慮できる十分な車間距離の確保に努め、急ブレーキを避けましょ。
4. 運転中の急ブレーキ防止のため、早めに安全な場所での小休止や簡単なリフレッシュを促すことを行いましょ。
5. 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成19年2月12日第13号)が示されています。ガイドラインを参考に交通労働災害防止対策の策定、管理職の責任、教育の実施、業務内容の運行管理などの交通労働災害防止対策を積極的に実施しましょ。
6. 運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、トラック、タクシー、バス等の運転者については、労働時間や運転時間等について「日本車運転者の労働時間等の改善のための協議」(平成元年厚生労働省告示第1号)が示されています。協議に適合した運行となっているか再確認しましょ。

※このガイドラインは、労働基準法第3条第2項に基づき、各都道府県労働局において提供されています。